



中東情勢の影響に伴い生じた供給制約等に対応する融資制度のご案内

道では、中東情勢の影響に伴い生じた供給制約等の影響を受けた中小企業者等の皆様の資金繰りの円滑化を図るため、7月6日から新たに次の融資制度をご用意しております。

制度名	中東情勢対策特別枠 中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付〔認定企業〕イ－B
融資対象者	中東情勢の影響に伴うガソリン等の燃料油、ナフサその他原材料または石油関連製品等の供給制約等により直接的又は間接的な影響を受け、 次のいずれかに該当する中小企業者等 ① 最近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少しているもの ② 原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比べ10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少する見込みのもの ③ 最近3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加しているもの ④ 原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みのもの
資金使途	運転資金
融資金額	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置3年以内） ※1年以内の利用も可能です
融資利率	5年以内 年1.4%、10年以内 年1.6% ※なお、取扱期間中は融資利率の見直しは行いません
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとします
保証料率	経営状況に応じ、年0.36%～1.52%〔一般保証〕 ※通常の保証料率から20%割引された料率となります（保証協会独自の割引）
取扱期間	令和8年(2026年)7月6日から令和9年(2027年)1月5日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

※裏面もご覧ください

<申込方法>

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えてあっせん機関（商工会議所・商工会等 ※1）に提出し、あっせんを受けた上で取扱金融機関へお申し込みください。

なお、金融機関及び保証協会において、融資(保証)審査上、別途書類が必要となる場合があります。

[添付書類]

	共通		個別
融資対象者 ①又は②の場合	決算書等 2 期分 (※2)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	道が定める調書 (別紙第 6 - 2 号様式)
融資対象者 ③の場合			道が定める調書 (別紙第 6 - 3 号様式)
融資対象者 ④の場合			道が定める調書 (別紙第 6 - 4 号様式)

※1：中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へのあっせん申込みも可。
(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへのあっせん申込みも可。
※2：2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
注：許認可等（許可、認可、届出等）を要する事業にあっては、その許認可等を受けていることが必要。
また、許認可等の写しが必要となる場合があります。



原油価格高騰に伴う 中小企業経営・金融特別相談室

道では、中東情勢の悪化に伴い、影響を受けている中小企業者の方々からの相談に対応するため、特別相談窓口を開設しています。融資制度をはじめ、経営・金融に関するお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

◆道庁経済部中小企業課 011-204-5331 [経営相談]、011-204-5346 [金融相談]

◆各(総合)振興局商工労働観光課

空知	0126-20-0061	日高	0146-22-9281	宗谷	0162-33-2528
石狩	011-204-5827	渡島	0138-47-9459	樺太	0152-41-0636
後志	0136-23-1362	檜山	0139-52-6641	十勝	0155-27-8537
(小樽)	0134-22-5525	上川	0166-46-5944	釧路	0154-43-9181
胆振	0143-24-9589	留萌	0164-42-8440	根室	0153-24-5619

※融資制度については、お近くの商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会又は(公財)北海道中小企業総合支援センターにもお問い合わせいただけます。

道では、他にもさまざまな資金使途に対応する融資制度をご用意しています。
詳しくは、道のホームページをご覧ください。

北海道 制度融資

検索

